

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「病気等の突発的な理由による年次有給休暇への勤務処理」に関する申し入れ

本年1月24日、大阪仕業検査車両所に所属する東海労組合員が「インフルエンザ」と診断され、現場管理者より5日間の休養を指示された。このため、勤務指定されていた同月26日及び28日（両日、夜勤）の勤務処理は年次有給休暇となった。

同月25日、会社からの電話で「年休処理に必要なため診察を受けた病院の領収書を会社に提示する」旨の指示を受けた。当該組合員は2月1日出勤し、2日の退出点呼前に勤務担当助役に領収書を提示したところ、コピーを取ろうとしたので「コピーが必要か」旨を聞いたところ、担当助役は「皆もっている」旨の回答後にコピーを取った。その後、当該組合員は勤務担当助役に領収書のコピーが必要な理由を聞いたが「わからない」旨の回答だったため、領収書のコピーが必要な根拠を調べて後日教えてもらえるように依頼した。当該組合員は2月4日出勤し、5日の退出点呼前に勤務担当助役より、領収書のコピーについて「この間の話しやけど当該組合員の場合は必要なかった」旨の回答であった。

この間の病気等の突発的な理由による年次有給休暇への勤務処理において、領収書のコピーに際し「必要・不必要」の根拠が曖昧であり当該組合員に対する説明も不十分であると考えます。

よって以下の通り申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 病気等の突発的な理由による年次有給休暇への勤務処理に際して「領収書」等の提示並びにコピー等の写しを会社が必要とする理由を明らか何すること。
2. 「1」に関して、会社が「領収書」等の提示並びに写しを行う法令及び就業規則上の根拠を明らかにすること。
3. 病気等の突発的な理由による年次有給休暇への勤務処理に際して「領収書」等を提示しない場合の取扱いについて明らかにすること。
4. 今回の事案の場合、なぜ領収書が必要なかったのか明らかにすること。
5. 会社はどのような条件に該当する場合に「領収書」等の提示並びに写しを行うのか明らかにすること。

以上

